

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同条第63項第2項の規定により準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月31日

寒川町長 木村 俊雄

1. 施行者の名称

神奈川県

2. 都市計画事業の種類及び名称

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道事業相模川流域下水道

3. 事業施行期間

平成9年5月23日から令和13年3月31日まで

4. 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5. 縦覧場所

高座郡寒川町宮山165番地

寒川町都市建設部都市計画課